改正後

（環境再生・廃棄物対策部の所掌事務）

第五条　環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十二　減容化施設（福島県の区域内において特定廃棄物の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

十三　減容化施設の運営、保全その他の管理に関すること。

十四　前九号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること並びに放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること。

十五　（略）

十六　仮置場（対策地域内廃棄物及び除去土壌等（放射性物質汚染対処特措法第三十一条第一項に規定する除去土壌等をいう。以下同じ。）の保管を行う場所（第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の設計及び施工方法に関すること。

十七　仮置場の保全その他の管理（仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。）に関すること。

十八　（略）

（削る）

（削る）

（地方環境事務所に置く課等）

第七条　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課（福島地方環境事務所を除く。）

資源循環課（福島地方環境事務所を除く。）

環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠点再生専門官、用地

改正前

（環境再生・廃棄物対策部の所掌事務）

第五条　環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

（新設）

十二　前七号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること並びに放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること。

十三　（略）

十四　仮置場（対策地域内廃棄物及び除去土壌等（放射性物質汚染対処特措法第三十一条第一項に規定する除去土壌等をいう。以下同じ。）の保管を行う場所（第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の設計及び施工方法に関すること（除染特別地域（放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）。

十五　仮置場の保全その他の管理（仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。）に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

十六　（略）

十七　減容化施設（福島県の区域内において特定廃棄物の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

十八　減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における特定廃棄物の保管及び処分を含む。）に関すること。

十九　前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（地方環境事務所に置く課等）

第七条　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課（福島地方環境事務所を除く。）

資源循環課（北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。）

環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、世界自然遺産調整専門官、離島希少種保全専門官、利用拠